

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年5月22日（水）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）石 橋 佳 枝
今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 遠 藤 通 中 田 利 幸
矢 倉 強 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

[総務管財課] 瀬尻課長

[財政課] 下関課長

【経済部】 杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長 坂隠企業立地推進室長

【都市整備部】 錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐 折戸企画調整室長
伊藤係長

【下水道部】 矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 金川総務担当課長補佐 山崎下水道企画室長 深吉係長

[下水道営業課] 遠藤課長

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐
清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼施設課長 松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐
高浜施設維持担当課長補佐 足羽主任

【参考人】

国土交通省中国整備局日野川河川事務所

西所長 大賀副所長 武内調査設計課長 神庭工務課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 足立議事調査担当事務局長補佐

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 田村議員 戸田議員

報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・日野川河川事務所の事業（水辺の楽校、法勝寺川伐木、皆生海岸侵食対策）について [都市整備部]
- ・米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画の概要について [下水道部]
- ・崎津がいなタウン未利用地の売払いについて [経済部]

午後1時00分 開会

○門協委員長 それでは、ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

初めに、都市整備部より日野川河川事務所の事業（水辺の楽校、法勝寺川伐木、皆生海岸侵食対策）について報告がございます。

この際、参考人の出席要求についてお諮りをいたします。今回の報告について、お手元に配付しておりますとおり、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所の所長の西博之様、副所長の大賀祥一様、調査設計課長の武内慎太郎様、工務課長の神庭治司様、以上4名を参考人とし出席を求め、意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○門協委員長 御異議なしと認めます。

参考人の出席を求めます。

それでは、都市整備部長より参考人の方の御紹介をお願いします。

錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 そうしますと本日お越しいただいております日野川河川事務所の皆様の御紹介をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、日野川河川事務所の西所長様でございます。

○西日野川河川事務所長 事務所長の西と申します。本日はよろしく願いいたします。

○錦織都市整備部長 次に、大賀副所長様でございます。

○大賀日野川河川事務所副所長 副所長の大賀と申します。よろしく願いいたします。

○錦織都市整備部長 次に、武内調査設計課長様でございます。

○武内日野川河川事務所調査設計課長 武内です。お願いします。

○錦織都市整備部長 次に、神庭工務課長様でございます。

○神庭日野川河川事務所工務課長 神庭です。よろしく願いいたします。

○錦織都市整備部長 よろしく願いいたします。

それでは、ことしの3月にここの委員会のほうで御要望いただいております水辺の楽校、それから法勝寺川の伐木、それと皆生海岸侵食対策、この件につきまして日野川河川事務所、西所長様のほうから御説明のほうをお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○西日野川河川事務所長 済みません。説明の前に、資料を皆様にお配りしていると思うんですが、ちょっと追加でもう2枚ほどの資料をお配りしたいんですが、よろしいでしょうか。

○門協委員長 はい。

それでは、説明のほうよろしく願いいたします。

○西日野川河川事務所長 それでは、事前にお手元にお配りしましたお手元の資料の順番で、水辺の楽校について、それから法勝寺川の河川改修、伐木、それから皆生海岸の侵食対策、この順番でよろしいでしょうか。

○門協委員長 はい。

○西日野川河川事務所長 それじゃ、資料1ページ目でございます。法勝寺川・水辺の楽校についてということでございます。

お問い合わせの内容が米子市法勝寺川・水辺の楽校整備事業について整備構想に基づく説明を受けたが、法勝寺川なり上流から急激な水位上昇に伴う対策について伺いたいということに来ております。

じゃ、資料に沿って御説明させていただきます。

あわせて、その際に日野川下流左岸にサイレンかランプを設置されていると記憶しているが、どのようなものを設置されているか資料をいただきたいというのをあわせてやりたいと思います。

資料の1ページと、それから本日お配りした追加の資料の2枚目、A3の大きな資料のほうでございます。まずこちらを見ていただきたいんですが、これが日野川の下流に設置されているサイレンは何でしょうかという施設についての資料でございます。これは放流警報設備といいまして、日野川堰、ちょうど私ども日野川河川事務所がある前面に日野川堰というのがあります。これは通常は風船を膨らませて水をせきとめて、農業用水に利用されておりますけれども、例えば洪水になったときに安全に水を流すためにこの堰を風船の空気を抜いて倒して水を流すようにします。実はこの堰を倒して放流をする際に川の中に人がいると危ないということで、川の中に人がいる場合は事前に倒すことをお知らせする、なおかつサイレンを鳴らしてお知らせしなさいということになってます。

これはその目安がございまして、放流することによって30分で30センチ以上水位が上昇する。これはこの速度より速く水位上昇が起きると一般的に避難に支障を及ぼすと言われております。日野川堰は、堰を倒伏した際に下流の河川で30分で30センチ以上水位の上昇が起き得る可能性がありますので、それで放流警報設備を設置して、倒す際には放流警報を行うということとしております。

今回の水辺の楽校の箇所でございます。資料の1ページのところにありまして、この1ページの左側に写真がついてると思います。この青い丸で囲ってるところが水辺の楽校で整備を行っていく予定の箇所でございます。

それからその少し上に赤丸で囲ってあるところがあります。これはちょうど今、法勝寺川でこの小松谷川と法勝寺川が合流するところ、青木地区と呼んでおりますが、ここの導流堤の整備と、それから四ヶ村堰という堰がありますけれども、この堰をもともと固定堰というか、樋門というかがあったんですけど、それを可動堰にして、ふだんは風船を膨らませて水ためて、洪水のときには倒して安全に降水を流す、川の水位を下げるという操作を行います。この堰が四ヶ村堰を可動化しましたので、実はこの堰の放流によって下流で30分で30センチ以上の水位上昇が起きるかという確認をしております。こちらについては、まず河道を広げて、水辺の楽校整備の前の段階で川を広げて、30分で30センチ以上の水位上昇は起きない河道の形にしております。

ただ、とはいうものの利用されるのが子どもさんであるということから、この可動堰を操作するのは地元の土地改良区さんです。土地改良区さんのほうでは、堰を倒して放流をする際には下流に人がいないかを確認した上で、堰を倒すときにスイッチを入れると自動でまずサイレンが鳴って堰が倒れ始めるというふうにしますというふうに確認してございます。ですから通常危ないというレベルではないんですけれども、子どもさんたちが利用

することを考えて事前の確認とサイレンを鳴らすという操作をしますというふうにお聞きしてございます。

こちらの水辺の楽校は、1 ページ目の右下に絵があります。これ完成のイメージ図なんですけれども、まだ詳細は、ことし詳細設計をやった上で、利用される地元と、それから一緒に事業を進める米子市さんとこちらの施設の利用のあり方、例えば安全な利用をするためにどういう形にしたらいいのかといったこと、それから水辺利用者の利用のあり方、利用者への注意の喚起の仕方、あわせて施設の形状等について調整をした上で詳細設計を進めていきたいと考えてございます。

それからこちらについては例えばサイレンは鳴りますけれども、一応注意喚起として看板を立てるとか、例えば基本的には子どもさんたちなので雨が降ったらもう上がりましょうねというのが多分基本的なスタンスになると思います。そういったことを知らせる、例えばですけれども、目安となる石を置くとかして、その石に水が来るようだったらもう上がりましょうとか、そういった安全な利用のあり方というのを詳細設計を行う段階で米子市さんと管理協定を結ぶに当たって詰めていって、安全を確実に確保できるように進めていきたいなと考えているところでございます。

水辺の楽校については以上です。

○門脇委員長 引き続き説明をお願いします。

○西日野川河川事務所長 引き続き。そうしますと次は、法勝寺川の伐木についてでございます。

資料の2 ページでございます。資料の2 ページで法勝寺川全般の図を載せてございます。今、法勝寺川の河川改修でございますけれども、これ法勝寺川と小松谷川が合流する青木地区でございますが、この青木地区について導流堤を大きなものにする整備と、あわせて四ヶ村堰の樋門があったところを可動堰化する工事を平成23年から進めておまして、もう間もなく完成ということで、今仕上げの工事を進めているところでございます。6月1日には完成式を行いたいというスケジュール感で進めているところでございます。

こういった大きな河川改修については、法勝寺川については青木地区が終わるとある一定の安全路が確保できますので、今度は日野川本川の中流部、伯耆町のエリアで、こちらのほうが安全度が低いので、次に安全度が低いところに大きな改修は移ります。

とはいうものの河道の中に樹木が繁茂しているとか、それから土砂が堆積してるとかという状況があれば、そこは降水を安全に流すということに対して支障が生じてまいりますので、それはやはり並行して対応していきたいと考えてございます。

こちらについてはちょうど防災・減災、国土強靱化のための3カ年の緊急対策というのを政府のほうでまとめまして、平成30年から令和2年までの3カ年で緊急的に対策の必要な箇所を行うこととしてございます。

法勝寺川につきましてもこの樹木が繁茂して支障が生じてる箇所、河床が堆積して流れに支障が生じてる箇所については、この3カ年の対策の中での対応することとしてございます。

ちなみに2 ページの図のところで緑の引き出し線で、この図の上のほうでは米子市さんの要望箇所、それから下の南部町のエリアについては南部町での要望エリアというのを、これは樹木の繁茂、それから河道の堆積について地元での心配をいただいている箇所ござ

います。

この地元で心配をを考えていらっしゃる箇所について、米子市の区間については、この要望箇所のところは現在実施中、樹木の伐採を実施してるところでございます。

それからその上流、要望箇所の上流から南部町との境までのところについては、こちら樹木の伐採、それから河道の堆積の激しいところについては経年に対策を進めておりまして、こちらについては概成をしてるところでございます。ですから米子市に係る法勝寺川のエリアで樹木、それから河道の堆積の対策としましては、ほぼ上流側は概成しておりまして、残ったエリアについても現在、樹木伐採は実施しているという状況でございます。

○門脇委員長 ちょっと一旦ここで切ります。

それでは、ただいま水辺の楽校並びに法勝寺川伐木について御説明をいただきました。

ここまで委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 遠藤通と申します。今の説明を伺ったんですけど、まず最初に、法勝寺河川の1ページの写真を見てもわかるように、この川幅、河川の幅員というものと河床の容量ですか、こういうもの見たときに現実に真ん中に水が流れとって、左右に土砂が盛っていると、こういう傾向というもの見たときに、これは正しいんですか、河川の管理のあり方として。というのは何を言っとるか、こういうことがあることによってたくさんの水が流れてきたときに全体的にそこを上を押し上げてしまうという、これ自身が。これがなかったらもっとずっと流れて安全性が確保できるんじゃないかと、素人の目で見るとそうなんだ。そうするとこの河川改修ということになって今おっしゃってる管理の中でこの土砂の部分というの、新青木橋の近辺ではかなりやっておられた、私も現場見ているんですけど、もう少し下側の今の水辺の楽校という予定区域、両側に残っていますよね。こういうもの全部土砂を取っていくというようなことは、これは河川法上管理的には正しいことじゃないかと思うんですが、違うんですか。

○門脇委員長 西日野川河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 まず、このふだん水が流れているところを一般的には低水路、低い水路と呼んでます。それからあとこういった脇に少し高いところ、これは自然にできていますけれども、高水敷という呼び方をしている場合が多いんですけども、要は水が常に流れている部分とそうじゃない部分でありますけれども、基本的には川の持つ特性を踏まえてそういった低水路の大きさ、あり方というのは自動的に決まってくる。自動的にというのは、通常雨が降ってないときにでも流れている流量、それに対して川の土砂が自然現象として自動的に維持される川幅、低水路の幅というのは決まってきます。あとそれは例えばそれを長年そういった状況を踏まえてその水位を利用して農業用の取水をしたりとか、その水位で生きていける生物がそこに定着したりということで、それがその川の自然な状況となっております。

今おっしゃられたように、その水路をぐっと広げて全部幅広くすればいいじゃないかと。当然降水を流すという観点でいけばそうかもしれませんけれども、そうじゃない自然のふだんの状態のときにそれはこの川の自然で持っている流れる流量からいうと維持されません。すぐにこのぐらいの川幅のところばかり、同じところばかり流れるようになります。これはもう川の持つ勾配だとか、それから河床の材料とか、それから流域の広さで出てくる水

の量決まってくるけれども、そういったバランスでちょうど自然に低水路の幅というのが固まってきます。これは人為的に広げたとしても、すぐまたもとの状態に自然に戻ってしまいます。ですから、そういった川の特性を見ながらいかに安全に降水を流す、なおかつふだん水が流れてる状況での整備での影響を保全するのか、水利用の利用しやすさを保全する、こういったところを総合的に考え低水路の幅というのが決まってくるし、計画の中で検討して川幅を決めていくということになります。ですから掘削をしてそれが自然に維持できる川幅が幾らというのをにらみながら決めていくということになるかと思いません。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうするとこの低水位という法勝寺川の川幅というのは、この青木地区周辺ではどのぐらいの川幅ということになるんですか。

○門脇委員長 西事務所長。

○西日野川河川事務所長 済みません。今ちょっと、申しわけありません。具体的にどのぐらいの川幅ですというようにかちっとした数字を持ってきておりませんので、今ちょっとあれなんですけれども、大体この今写真を見ていただいている川幅、これが自然で形成された川幅でございます。こちらについてはこの上流にある四ヶ村堰の固定したときの可動堰化に変えましたので、こちらについてはその堰を倒した場合でも急激な水位上昇が起きない範囲で自然の川幅をにらみながらそれを広げるという作業、工事を行ったものです。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっとわからないですね。例えば両側に土砂が積もってる、堆積されてる部分というのは、これは今の説明のあった内容でどのぐらいの高さまでだったらそれが平常な土砂の高さだというふうな判断してる。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 済みません。例えば河川、河道の中に土砂が堆積して降水が流れにくくなるというときに土砂を取り除く、河道掘削を行って河積を広げる作業するわけですけど、そのときに我々が通常よく行うのは、水が流れる部分を掘るのではなくて、両側に堆積して高くなった部分を掘り下げる。そのときに、基本的一気にとれる水面を広げるぐらいまで掘り下げるとそれはすぐに埋まってしまう。維持できないし、だから自然生物への影響、それから水際への影響も大きいので、そこまでは下げずに、通常の水面上にたまった部分を掘削する、取り除くと、これが掘削した形状が維持できる、なおかつ自然生物への影響の少ない、それから水利用の影響も少ないということで、できるだけやっぱり土砂が堆積すると降水を流すという観点では支障が生じますので、それを取り除くに当たっては取り除いた後も維持できる、利用ができる、生物への影響も小さいという掘削の仕方をするという考え方でやっています。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 よく具体的に中身は読み取れませんが、もう一つ聞きますけれども、今回この青木橋から下、あるいは青木橋から上も含めて今までと違って雑木も取り除かれ、しかも今言った堆積な部分の河床の部分の堆積の部分を取り除かれてきたと思うんですね。そのときにはどのぐらいの高さを想定されたんですか。前から見たときどれだけの高さにこれがおさまってるのか、堆積の部分が。

(「どのぐらいなのか。」と声あり)

ただ漠然と木を切ったり、漠然と削って取ったりという話じゃないでしょう。

(「じゃないですね。」と声あり)

その辺の数字というのはどうなのでしょう。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 済みません。これは河川が勾配を持っていますので、もう一律同じ水平のレベルでカットしてるというわけではなくて、河川の水の勾配に合わせてふだん流れてる水位より上の部分を取り除くという。ですから上流部分は川は勾配持っていますので、高くなってる部分で、そこから上をカット、下流部分はこの部分から上をカットということで、要は水平にカットではなくて、川の勾配に沿ってふだんの水位から上をカットするという、要は川の形状を見ながらカットできるところを全てカットするという考え方。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 しつこいかもしれませんが、なぜそういうこと聞いとるかというのと、今はこういう状態で前に比べたら管理が整ってるなという印象、誰もが見るんですよ。ところがまた数年たつと、そこに樹木が生えたり、堆積物が積もってくる。そうしたときにどこに判断基準を求めて管理されるのかということが知りたいんです。ただ目に見えてきたからやらないけんじゃないかという声の中でやられるのか、管理する側としてこれだけの青木周辺の河床の管理というのはこういう基準のもとに数字を起ししながら管理してる、それをオーバーしたときにはそこにもってあわせて管理する、これが見えてきて初めて今お話になったときの、我々が説得ができるんじゃないかと思います。わかりやすいと思うんですね。それがあのかないのかを聞いている。

○門脇委員長 どうぞ、答えられる方で構いませんので、どなたでも結構ですので、答えてやってください。

西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 基本的に今回掘削できる範囲を掘削するということによりまして、ここについてはそこが現状の断面として、管理すべき断面としてスタートするわけです。それに対して樹木ですとか、土砂の堆積、これで河積、水が流れる部分の面積の大体3割以内におさめる。3割以上堆積するだとか、樹木が生えてきて支障になるということであると、やっぱり掘削とか伐採というのをやると。今回掘削に当たっても、やはりせっかく掘削や伐採をしたのにすぐ樹木が生えてくるということが考えられます。できるだけそういったせっかく伐採したものがなるべく長く樹木がない状態を維持できるように、例えばちょっと水が出たらその掘削した面まで水につかるというように水面よりも、水面に近いところまで掘削することによってそこは水につかりやすくなるということは当然樹木も生えなくなるとか、そういったことも期待しております。だからそういった意味で基本は現在工事を終えた段階の断面が基本となって、それに対して3割以上の掘削や樹木繁茂によって流れの支障が生じるようなことがあればそこは対策をとっていくということが基本的な考え方だと思います。あわせてせっかく伐採した樹木というのがなるべく繁茂しにくいように、例えば切り下げたところというのはちょっと出水で水につかることによって樹木の繁茂というのをできるだけ抑えられるようにといった工夫もしながら管理をしていくということになろうと思います。

○門脇委員長 年次的にやられてるのか、これはその都度その都度そういう状況が生まれたときに…。

○西日野川河川事務所長 基本的には生まれたときでございます。毎年そこに手を入れるというのは、本当はそれができればいいんでしょうけども、なかなか難しいところもあります。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 我々が見ておると、仕事をされる皆さん方とちょっと観点が違うんですね。危険な状態というのは、この間も、去年でしたかね、この法勝寺川、福市周辺で氾濫が起きたという警報が出されましたよね。それはなぜ起こるのかというのが常に根っこに持っておりまして、そうすると木が生えたまま放置しておくことが原因じゃないかとか、土砂の堆積を放置しておくことが原因じゃないかと。それをきちんと管理しとればそういう状況というもんをもう少しは低くなるんじゃないかというふうに見るのが我々素人の判断なんです。それから見てると管理ができてないじゃないかと、日野川河口を含めて法勝寺河川が、ということになってるんですよね。私たちの目線じゃないと思いますよ。周辺の皆さんの目線も同じことが言われとると思っています。そういうことがあるから、今こういふふうに工事されてる現状の中でどういう目線で物差しを持ちながらやっていかれるのかということを知りたいわけなんです。

もう一つ聞きますけど、この水辺の楽校の緑の部分というか、河床の部分ですね、2キロ000と書いた下の、青い、グリーンの線の中のところ、これがあれなんですか、水が、河川の水位がどのぐらいのときになったときにこの上を通ることになるんですか、ということ想定されているのか。つまりよく日野川の下運動広場なんかも洪水のたびごとに被害が発生するんですわね。今回この同じようなものをおつくりになってる感じするんですけども、ここではこの水位がどこまでを超えるだったら安全で確保できて、それを超えたらそういう水害に遭遇するということになるのか、その辺はどう判断してこういうもんつくっておられるんですか。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 この水辺の楽校のところの少し高くなっている部分ですけども、ここがつかう流量というのは、我々が氾濫危険水位、要は氾濫が起きてもおかしくないです、例えば堤防が決壊だとか、低いところがある、そういったおそれがある水位を氾濫危険水位と呼んでますが、この氾濫危険水位に相当する流量がここで流れても、その水位よりも高い高さとしてございます。この水辺の楽校の黄緑のちょっと高くなっているところについては。だから氾濫危険水位というのは、もう避難開始というのとも考えなきゃいけない水位でございますけれども、そういった水位でもここは川幅が広くしてあって、なおかつここは高くなっていますので、まだそこでこの平場が浸水するということにはならない高さとしております。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員 この新青木橋のところでは小松谷川と法勝寺川が合流するわけですが、小松谷川の横の集落というのは大雨が降ったらすぐ浸水の危険がある地域で、これまでも何度か床下とか床上の浸水があつて、雨が降ったら夜寝られんと住民の方は言っておられます。

幸いここ何年かはそこまでの被害はないんですけど、でもやっぱり田んぼは水につかるだとか、そういうのが年々あります。この河道のそこの堰ができたり、あるいは河川の中の樹木を切ったりするような手当てで小松谷川のほうの集落への大雨の影響も幾らかは防ぐことができるということになるんでしょうか。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 この小松谷川の改修は、実はもう去年の7月豪雨とか、それから台風24号においても既に治水的な効果は発揮しておりました。というのがここでの治水的な目的というのは、この小松谷川から流れ出る水を阻害していた四ヶ村堰の樋門、これを取っ払って可動堰にするということと、あとこの四ヶ村堰の昔の樋門が流れにくいがゆえに小松谷川の水位が上がってしまう。上がったところになおかつ法勝寺川の水位が上がって、この小松谷川と法勝寺川を分けてる、導流堤と呼んでますけど、その導流堤を乗り越えて法勝寺川の水が小松谷川に入ってきて逆流して、この家があるところの水がはけなくて家がつかるという現象が起きました。

昨年7月、それから台風24号、こちらについては観測開始以来福市の観測所で一番大きな流量観測してます。これは平成23年ですかね、この青木地区の家屋が十数戸床上・床下浸水しましたが、このときよりも大きな流量が去年は発生してます。大きな洪水だったんです。それでも家屋の浸水は生じなかったということで、治水的な改善効果というのは去年の段階でも発揮できていましたし、こちらについては地元の方々からも非常に感謝をさせていただいたというところがございます。

一つつけ加えさせていただきたいのは、そういったこの施設の改良によって治水的な安全度は物すごく上がるんですけども、ただ、最近の雨の降り方というのは計画を超える降り方というのも起きてますので、地域の方々には安全にはなったんですけども、油断はしないでねと、やっぱり従前どおり警戒する気持ちは持ち続けていただきたいということはお伝えしようと思っております。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう一つ、今度は水辺の楽校のほうなんですけれど、これは前回の委員会の説明にひょっとしたらあったのかなとは思いますが、ここはこの水辺の楽校の管理といいますか、日常的に誰かがそこに常駐して子どもたちが遊んでるといふところの様子を見たりとかいうことはするようになってるんでしょうか。

○門脇委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 管理については今後検討ということにはなりますけれども、基本的にちょっと、人が常駐という形ではなくて、やっぱり日常的な管理については、米子市もですけども、地元の方と一緒に管理していくというようなことになろうかと思っております。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 洪水については、かなりの高さで、もし大変な流量があってもつきりにくい高さにとさっきおっしゃったんですけども、やっぱり水辺というのはよく事故が起こりますし、もっと小さい水路であつたりしてもよく溺れたりしますので、その辺の危険はやはり心配ですんで、これは米子市の問題になるのかもしれませんが、その辺の管理体制は地元のほうにお任せしてもちょっと不安じゃないかなという気はするんですけど、

どういふふうな検討をされてるんでしょう。

○門脇委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 当然利用の仕方によっても変わってくると思いますけど、そこら辺はやっぱり地元のほうとどういった対応をしていくかということも含めてしっかりとちょっと協議といいますか、相談をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

(「いいですか。」と今城委員)

今城委員。

○今城委員 済みません。先ほど下流域での日野川堰の放流の施設、警報施設と、それから四ヶ村堰ですか、現地の上流、すぐ、多分200か300ぐらいなのかなと思いますが、の警報のことを教えていただきました。

どのように日野川河川さんのほうに伝わっているのかというのはちょっとはっきりわからないんですけども、前回私たちが指摘して、きちっともうちょっと説明が足りないというふうに申し上げたのは、もっとも上の上流域で何かが起こったときにそれが即座にこの水辺の楽校のところでのどのような形の警報装置として、この現地でもう今、上流域がこれぐらい降ってるんだから危ないですよ、すぐ逃げてくださいというような形になるのかならないのか、どのようなシステムとしてそこが確立されてるのかということも申し上げてたんです。

きちっとお伝えできてるかどうかということもちょっとわからないんですけども、下のほうの警報はこうです、警報のシステムがこうですか、上のほうが多分、手動としてなのかわからないんですけど、土地改良区がこのように管理しますと言われても、先ほど所長おっしゃったみたいに今のゲリラ豪雨のように局所的にどこかで降る。それが結局どんどん下流域では増水してくるというそのタイムラグが余りないというのが一番の怖いところであるということにはよく御存じのとおりですので、ということになると、ここよりも上流域でどれぐらいここに対する安全のシステムが何カ所、どれぐらいあって、どういうタイミングであるのかということが知りたいんです。ですから下の下流域がどういふふうな放流するかということは、はっきり言ってもうそりゃ上が降れば下流を放流するしかないわけなので、わかったことですのでわと言いたいぐらいなところで、実際ここにどんな警報装置がつくんですかということが教えていただきたいんですけど、そういうのあるんですかね。要するに上流200ぐらいのところにあるこの一つだけですというんだったら、とてもじゃないけど、うんとは言えない状態じゃないですかというのを前回は申し上げたつもりなんですけど、今の状態としてはどういふ設計、詳細設計は本年度ということみたいですけども、そのようなところの配慮というか、計画などはどうなってるかを教えていただきたいです。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 例えば昔、神戸で……。

(「そうです。そのとおり。」と今城委員)

鉄砲水が生じて、多くの方が亡くなるという事故がございました。あそこは本当に山際のところで……。

(「短かったから多く流れたんですが。」と今城委員)

短くて、上流域でゲリラ豪雨的な雨の降り方で、本当に鉄砲水に近い状態で水が出てきて、流されてしまうという事故がございました。あそこでああいう事故が起きた原因というのは、やっぱり山際のところで、なおかつ山も六甲の本当に急勾配の山でございます。そこに一気にゲリラ豪雨が降って、やっぱり降った雨が出てくるのも早い。早いということと距離も短いということで、逃げる場もないといういわゆる状況になったということです。

そういった面でこの法勝寺川の水辺の楽校の地区の状況を見たときに、神戸と同じような雨が降ったときにここでそのような鉄砲水のような状況になるのかということ、なるものではございません。それは流域が大きいということ、それから河川の勾配がずっとゆったりしてるということから、必ずじわじわと流れてくるような流れ方にしております。

ただ、とはいうもの子どもさんが利用されるということで、大人が気づくようなことでも気づかないということもあろうかと思えます。ですから今後その利用のあり方を一緒に考えていく中では、例えばそういったことからもう雨が降ったら上がりましょうとか、それからちょっとでも水位が上がって、どっか目安をつけてたところまで上がるようなことがあればもう利用はやめましょうとか、そういった二重、三重の、要は大人が見ればそこまで必要ないでしょというようなことかもしれませんが、子どもさんが利用すること考えるともうどっかで雨が降れば利用は控えた方がいいよねとか、ちょっとでも水位の上昇が見られることがあれば利用しないほうがいいねと、そういった過大かもしれませんが、目安を設けて、何が危険なのかということ子どもさんたちとも一緒に学ぶことも考えながら利用のあり方というのは詰めていけたらいいなと。今まだ調整はこれからしていけないんで、私だけの考えなんですけれども、もう安全過ぎるぐらいの警報時点でもやっぱり利用は控えるとか、というのを考えるべきかなと思います。

○門脇委員長 今城委員。

○今城委員 無責任だと思います。きちんとした警報装置をつけなさいというのは、私たちのこの間の話だったと思います。水は上がってこないと思います。本当ですか。そこが問題。私たちは責任持って、これいいですよ、子どもたちに本当に勉強になるし、いいですよというふうに我々が責任を持って市民の皆さんに、または圏域の皆さんにお勧めするというためには、もう一つ、その後ろには間違いなく警報装置がありますから、二重、三重の安全対策してありますからって、そこを言って初めて使ってくださいねって胸を張って言えるものなのであって、流域の状態から考えると計算すると水位は上がってきませんから。確かにそのとおりかもしれませんが、だからこそ予備、第2、第3、第4の手としてのこの域で水位がここまで上がったならもう警報が鳴るって、自動的に鳴るんだという装置をつけてもらえませんかという話だったんです。それでないと安心してこの水辺で、しかもここは堤外域ですよ。堤外地だったらとりあえず堤がああけん、ええわいなんて気持ちになあけど、堤外地なわけだけん、川の中なわけですよ。そこに対して安全ですよ、大丈夫ですよと言えれるものがどれだけ国交省さんが責任持ってつけていただいているんですか、利用のやり方の問題とは別の問題だと思うんです、これは。物理的に安全かどうかということ人を人の目とかではなく、きちんとした科学的な証拠に基づいた警報がきちんと鳴るかどうかっていう設備があるんですかということ言ってるわけなんです。そこ

のところを検討していただけることができないんだったら、またその管理もきちんと国交省さんのほうでやっていただけることができないんだったら胸を張ってここ使ってくださいねと私たちはよう言わんです、市民の皆さんに、ということをお願いしてるわけなんです。そこについて大丈夫だと思います、使い方の問題です、大人の目で見ればわかります、そのようなことでは、うんと言えない状態だと、今の現状ではそのように私は感じます。これは意見なんでいいです。

○門脇委員長 いいですか。

○今城委員 はい。

○門脇委員長 じゃあ、ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 ほかになかったらもう一つ、問題は、この2ページの樹木の伐採の安全・安心のことなんですよね。これ以前に県の河川管理する皆さんもそうだったけども、日野川事務所の皆さん方の先輩の皆さん方も同じこと言っちゃったことがあるんですけども、河川に木が生えてるのは、これは野鳥保護のために必要なんだ、こういうことを前面に出して、この樹木伐採を拒否されてきた歴史がある。ところが天皇陛下が通ったときに見事に河川の木を切られたんです。あれ天皇陛下が通ると野鳥と関係なく切るんですよね。皮肉な歴史を申し上げなきゃならない。

私が思うのは、やっぱりここにも法勝寺川合流付近のところ、30年度までですか、令和2年までですか、のうちやるという赤印がついてますけども、実際にどういう程度の伐採やられるんですか。ここの箇所というのは相当大きな大木になってると思うんですよ。だから令和2年までの間にどのような形でこの区域をやられるんですか。いや、やられるという計画はわかるんですけど、実際にやったとき大きなものがたくさんずっと堰まで伸びて生えてますよね。どういうふうにして、いつまでにそれを整備されるんですか。具体的なものがちょっと想像がつかないから、お聞きしたい。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 この3カ年で伐採、掘削を行うとしている区間については、基本的には樹木は全部切りたいというのが基本スタンスです。

(「根こそぎ切る。」と遠藤委員)

掘削かける。基本的には樹木伐採と、それから河床掘削行いますので、当然根っこも一緒に取り払われることになります。

とはいうものの、やはり野鳥ですとか、自然、そこにすむ生物への影響もできるだけ緩和しつつということになります。ですから私どもは野鳥の会の役員の方と現地を一緒に回って、最低限残すべき木はどれかというのを確認を、一緒に確認する。最低限残す木だけは残すようにしつつ、それ以外は全部刈って掘削を行いたいというふうに思います。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 野鳥の会の皆さん方の意見も参考にされるということは否定はしませんけども、もともと河川に木を生えて管理をするというのは、河川法上それは管理のうちに入るわけですか。何か今まで怠慢してきて木が生えてきて、そこに野鳥がすみついてきて、自然保護だという論理がそこに巻きついちゃって、逃げるにも逃げれん、メスを入れるにも入れられん、こんな状態がずっと続いてきてるとというのが河川管理の現状じゃないかと

私は見てるんですけどね。私は、残す木があるけど、切る木もあるんだと、野鳥がそれを、いや、それは困ると言うわけじゃないでしょ。人間の目の判断でしょ。私は、河川の中にそういう木を残すこと自身が今後の管理にも大きな影響残すことになるんじゃないかと思ってるんです。やっぱりそこは野鳥の会の皆さん方に話をさせていただいて、これだけ自然に恵まれた地域ですから、河川に切らなければ野鳥が育まんと、野鳥の生息を壊してしまうと、こういう極端な論理が河川改修の管理の中に引き込むことがいいかどうか、これ非常に疑問を持ってんです。だから今までのおたくの先輩の皆さん方も県の職員なんかも野鳥の保護の会の皆さん方に叱られるから、やっぱり河床の中にも木が生えとかにゃいけんですわ、これは自然保護ですわ、このわけのわからない論理をされてきたんですね。それが結果的には河川の氾濫の要因をつくってしまう、そういう河川もできたんじゃないですか、全国では。

だからそういうことを考えていただくと、どうしても日野川の、米子なんか河床の下ですから、まちが、そういうところの管理に対する河川への警戒感というのはお互いが持たないかんと思う。そうなってくると今申し上げた、河川管理上の今言った木の伐採等についても含めて一部の意見を取り入れてというようなものを残しちゃうと、将来また禍根を残してしまうという、こういうことになるんじゃないかと思うんですよね。そういうところはよく体制の中で議論してもらって、将来に禍根を残すことのないような樹木管理をして、伐採をしてもらいたいなど、これは強く意見を申し上げておきたい。

○門脇委員長 ほかございせんか。

それでは、ないようですので、続きまして、皆生海岸侵食対策について御説明をお願いします。

西日野川河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 それでは、資料の3ページからでございます。3ページは、皆生海岸全体の中で直轄として行っているエリアというものを大まかに示した図でございます。

皆生海岸におきましては、この図の右手から皆生工区、それから両三柳工区、それから夜見・富益工区、それから一番下手、境港側の境港工区、これを直轄、国が対策の実施を行っているという状況でございます。

御質問をいただいたのは、富益海岸の浜崖、サンドリサイクルを含めた対策についてということで伺ってございます。

お話のいただいた富益工区でございますが、この富益工区においては平成16年から26年度にかけて5基の人工リーフを設置し終えております。

ただ、こちらにつきましては、ちょっとページが飛びますが、ページの6ページでございます。こちらについては人工リーフを設置してる途中またはその後についても浜崖は生じてございます。平成25年10月、平成26年10月と、それから平成29年10月、それから昨年10月ということで浜崖が生じてございます。特に平成25年の10月というのは、浜崖をした部分の補う養浜として1万5,000立米の砂、それから26年10月は1万7,900立米の砂の養浜が必要となったという大きな浜崖が生じたものでございます。

この人工リーフを設置しておりますが、こちらにつきましてはこの人工リーフ設置によ

って海外線、汀線の後退速度は落ちておりますが、その後も引き続き侵食傾向にあるということが確認されまして、この汀線の後退が依然としてとまっていないということから、8ページにございますように、この人工リーフの上にテトラポットを積み上げるという、海面から約3メートルほど上に出るような形で積み上げるという人工リーフの改良を平成29年から行っております。開始してございます。

この人工リーフの改良の状況が、7ページの写真を見ていただきたいんですが、7ページのこの海岸より沖合に出てる人工リーフ5基ございました。このうちの左側から2番目の4号人工リーフ、それから3番目の3号人工リーフ、ちょうど黄色い色で塗っている人工リーフ、こちらについては今年度までのところで改良、要は水面上3メートル出すところまでテトラポットを積み上げる形での改良が終わっております。

今年度3基目ということで、2号人工リーフの改良を行いたいと考えてるところでございます。

ちなみにこの人工リーフの改良によりまして、基本的に汀線は安定してる傾向が確認されてございます。

特に最後の10ページでございますが、ちょっとこれ図がごちゃごちゃして見えにくいんですけども、この図の右上のところに人工リーフを5基並べてる絵がありまして、29年の台風21号、このときも浜崖が生じてるんですけども、この時点でこの4号リーフ、一番最初に改良行った工事は終わっております。このとき29年の台風21号で浜崖が起きておりますけれども、この改良が終わった部分については汀線の後退は見られず、むしろ砂がつく状況であるということは台風後、現地確認した中で確認されております。ですから人工リーフを改良することによって、29年レベルの浜崖が起きるような波浪においても人工リーフ改良した箇所については汀線の後退は見られず、経年的に見てもこの改良というのが汀線の安定に寄与してるのかなという判断をしているところでございます。

この人工リーフの改良につきましては、今2基終わってるところで、残り3基の進め方、今年度は3基目の改良に着手したい考えでありますが、こちらについても水面から上に出る形での同じような形状での改良を進めていきたいと考えております。

ただ、4基目、5基目については、実はこの海岸の難しさというのが、富益を完全に境港に出るところまで5基全部終わると富益の地区については汀線は間違いなく安定するんですが、海流の下手の方向、境港側というのは今まで削れなかったところが削れるようになったり、それから少しずつ削れてたのが大きく削れるようになったり、新たな影響を海流の下手側に生じさせることとなります。ですから、この残りの5基のうち3基は今年度、来年度でやっつけますけれども、残りの2基については、その下手への影響がどの程度になるのか、富益を守り、汀線を守り切るためには5基全部やらないと守り切れないのか、例えば4基やれば落ちつくのか、5基やったら富益は守れるけれども、下手の県区間というのは新たに事業を起こさなければいけないほど削れるようになるのか。じゃあ、その削れるようになるのはどうやっていくのか、こういうところもしっかり考えた上で4基目、5基目の施工のあり方というのを詰めていきたいと考えているところでございます。

あわせて、この富益工区については、人工リーフ改良とサンドリサイクルも合わせわざで行っており、このサンドリサイクルというのは、海流の一番下手である境港工区のところによっぱり砂が堆積する傾向がございまして、ですから、そこに堆積した砂を海岸の侵食

を受ける上手側に置いて、そこから自然の海流によって下手へその砂が流れることによって、流れて岸に着くことによって侵食によって削り取られる分を補っていかうという考え方です。ですから今の時点ではこの人工リーフの改良だけでは、やっぱり長い目で見ると砂が逃げていきますので、やっぱりサンドリサイクルといって図上上手側からの供給を行うことによって維持していくという状況でございます。

これはただ、今大体平均年間2万から2万5,000立方メートルの砂をこのサンドリサイクルで下手から上手に持ってきて、削る、侵食するところに対して補強行っておりますが、この人工リーフの改良が進む。進んでいけばサンドリサイクルで補っていく砂の量というのは随分減らせるようになって考えております。それは削れるエリアが短くなっていくということ、それから人工リーフの改良行ったところから逃げていく砂というのは格段に少なくなるということから、サンドリサイクルの量というのは沖合の施設を進めれば進めるほどその必要な量というのは減らしていくことができるというふうに、現在はそのバランスを見ながら両方の対策を並行して行うことによって汀線の保持、維持を図っているというところでございます。

○門脇委員長 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

○遠藤委員 所長さん以下現スタッフの皆さん方は、過去のこの海岸侵食の歴史というの十分研究をされ、総括もされてきておられると思うんですけど、私は、この富益海岸の問題、きょう資料持ってきて、以前にも日野川事務所の皆さんに来ていただいてお話ししましたけども、今日に至るまでの15年以前の富益海岸は陸地だったんですよ。この今15基据えつけて、あっちの沖合まで。それがわずかの間に全部海に入っちゃったんですよ。そのときに、何とかされなきゃいかんじゃないですかとやかましく言ったけれども、今おっしゃったようにサンドリサイクル、これで対応いたします、こう言い続けてこれなんです。その結果が海になっちゃった。それで30億近い人工リーフをつけて、でも奥がさらに侵食を受けて、こういう繰り返しなんですよね。これはどこに問題があったのかということの反省が事業主体としてどのようにされてるのかなというのは、非常に疑問だと思っております。

今も説明がありました。5号人工リーフから境方面にかけてどうするのか、おっしゃったように。こういう考え方が結果的には海岸侵食を進めていってんです。だってもうここ弓浜半島のこの実態の侵食問題は、既に人工的なものが海岸に存在する以上は、それは全部下流に対して影響与えるというのは、いろんな調査で調べられて文献にまとめられたんですよ。そうすると、じゃ、どうするかという話じゃなくて、全線にわたってどうするかという基本的な考え方を持った上で海岸侵食の対応をしていかないと、いうこと的前提が僕は見えないじゃないか、つくられていないじゃないか。だから今のような話が出てくる。それを前にもあった話でしよるんです。サンドリサイクルやればとまります。やった結果、海に入っちゃったんです。物すごい面積ですよ、これはもう。ここについては、この辺一帯、陸だった。これがそのサンドリサイクルによってとめます、とめます言い続けてきて、こういうふうには海にしちゃった。この責任というの僕は重いと思うんです、反対に言えば。そういうことの反省をどういうふうにはされたかわかりませんが、そういうことを考えてい

ただくと今後のこの弓浜半島の海岸侵食に対しては根本的にどういう全体的な計画を立てなきゃいけないのかということがおのずから見えてくるんじゃないか。

サンドリサイクルというのは一夜漬けですから、一晚にして嵐が吹けば一遍に海の中へ入ってしまいますから。だって砂ですもん。洗面器の中で遊んでごじょごじょごじょごじょすりゃ、洗面器の中に山つくって、それ一遍になくなってしまおうと同じやなもんですね。サンドリサイクルは名前はいいいんですよ。だけど、実際にその事業効果というのはどれだけのものがあるのかということになってくると、富益の歴史がそれを示してるんです。そのことをしっかりと受けとめてもらいたいと思うんですよ。それを継承してもらいたいと思う、次の人へ次の人へ。だけん、新しい感覚で新しいのやれば何とかなるんじゃないかという発想じゃないと思うんです、この海岸侵食の問題。

そのいい例が皆生の工区なんです。皆生の海岸の人工リーフを3基やられましたよね、離岸堤を掘って。あれが失敗の理由。お客さんの、一見客のお客の意見に沿って、景色がよくないけんって人工リーフ入れたりとか、ここで大変なことが起きた。とめざるを得ないということが起きたよね。だからそういう僕は何か基本的なものをきちんと捉えないで、色をかえたり人をかえたりすれば何とかなるんじゃないかというのが今までの歴史だと思うんですよ。だけど、皆生海岸の本当の侵食がとまったのは、建設省、豊島先生、これがつくられた離岸堤なんです。そういうことの歴史をやっぱり私はもっと検証してもらいたいと思うんです。そうしていただかないと、この富益海岸の今後の問題も、何かのときにぐっと居住地のほうに潮が入ってきて、陸が塞がっていくという危険性も抱えてると思うんですよ。

しかもこの人工リーフをつくられた5基のときに、誰と相談されたか知らないけども、人工リーフの上に船の底が当たらんような高さにせないけんだというようなことやったことが結果的にこのようになったでしょう。それはどこから出てきた話なんだ。いろいろと過去の例を考えていくと、いろんなところに問題点を残されたまま工事が進められてきた。そこに莫大な税金が投入されとると。しかも事業効果はどうかということになると、必ずしも効果が上がってないということにも見えるんじゃないかと思うんですよね。だからそういう点は十分に私は今後、改善されていくということもされなきゃいけないところなんだけども、全体的なそういう海岸侵食に対する過去の例と豊島先生が皆生海岸に離岸堤を打たれたことの歴史的な背景というものを含めた中で今後、一体感、全体的なものをどうしていくかというのもやっぱり事務所として、事業主体として総括しながら展望をつくって、説明をできる状態をつくってもらいたいということを思います。

それで個々のこと言って申しわけないですけど、三柳工区のところの1号堤のところですね、この内側の加茂新川の左岸側になるんですけども、3号離岸堤と書いてあるところの右と、4ページでいうと「トンボロが形成されている」と文字が入ってる左側、河口のところですね、ここは前に比べりゃかなり侵食してんです。私、前の写真持ってますけど、このところにこの今の3号離岸堤だけでいいのか、もう少し上側に河口のところ近づけたそういう離岸堤を用意しなきゃいけないのか、これ、その下側にある大水落川、6号離岸堤の隣です、そこのところは県が河川改修できちんとやってんです。過去。そういうことも含めて必要じゃないかと私は思ってるし、市も今までずっと県に対して河口改修の例、要望書出いたけど、一向に手をつけてくれないですね。ここは非常に侵食が進んでる

と思います。ということも考えると、ここの辺の検討もしていただかなきゃいけないじゃないかと思いますが、お考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。今のところはそれだけです。

それから汀線の経緯、前は、前に持ってきていただいて、全体の工区のやつをつくっていただいて持ってきてた。今あれもうつくっていらっしゃると思いますけど、また折があればそういう現状の汀線の実測といいますか、実態を資料として提出していただくだけでも。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 汀線の経緯については、また最新のデータも反映させた形にしてまいりたいと思っております。

それから両三柳の3号堤の上手側の掘削というのも把握しておりますが、こちらについてもやっぱり地元の方が安全・安心な中で安心部分に不安を抱えておられるという現状もしっかり踏まえた上で、ここでの状況をしっかりフォローアップして、また前もって御相談させていただきたいと思っております。

○門脇委員長 いいですか。

ほかございませんか。

矢倉委員。

○矢倉委員 今説明を受けて、私も実は今から27年前だったんですが、樋口川の境側が産業道路まで波が行くような状況になったんですよ。それで樋口川というのは、当時皆生側は当時の建設省、今、国土交通省の直轄区域だった。だけど、樋口川から下は、これは県の直轄区域だ。なかなか整備ができなかったということで、当時、坂野先生が参議院議員におられたということもあって、建設省の出身の方でしたが、いろいろ相談した中で、当時、今ある話がありましたけども、砂の供給がない中で、減った中で上流から護岸の整備はずっと下に行く。要は富益海岸をやれば、今度また大篠津やられる。これはずっと見てそうですね。そういうことでこれはこういう今出た人工リーフみたいなのでやったらだめだと。だから海に向かってやってますよね。あれによって、私は自治会長しとったころですけども、昔以上に砂が寄ってきてる。野球場ができるぐらいなってる。今そういう影響でほかの砂も寄ってきてるんです。だけど、これいいというわけじゃないです。富益が削られた。富益をとめたら、今度はずっと行っちゃう。これはもうまさにさっきおっしゃったとおりだと思うんです。

なぜうちはこうなったかいったときに、漁業補償はないんですよ。地びき網できますからね。そうあるかどうかわからんよ、これは、それはわかりませんが、それはなかったと思います。私は、富益海岸もそれをやっておられたら、海に向かってやったら砂が寄ってたと思う。事実寄ってるわけだ。今、船が出るのに困るというぐらい砂が寄ってきてるわけです。だけど、それはあくまで部分であって、私も全国重立ったところに行きました。全国同じような状況です。砂の供給はないわけだから、今も話ありましたように、これを抜本的にやるには国土交通省さんとしてどういうふうに砂の供給をしていくか。これは世界的な問題ですよ。上流にダムつくっていった、治水事業だと。このことを図っていかなければ、日本中、将来護岸ですよ、海岸は。そのことのお考えをお聞きしたいんですね。黒部ダムの上流、下流も御存じのようにやられてますよね。あれダムつくったんですから、

砂が流れとる。そういう点はどうなんですか。アメリカなんかでは要らなくなったとこ壊していったでしょ。ダムを要らなくなっただけで、自然環境とかいろいろ考えて。その点の考えはどうなんですかね。基本的なとこ伺いたいと思います。

○門脇委員長 西河川事務所長。

○西日野川河川事務所長 今御指摘のありましたように、やっぱり日野川からの砂の供給が少なくなっているというのが海岸線を維持できない大きな理由の一つだろうと思います。私ども日野川については、流域土砂管理計画というのを立てて検討を進めておまして、これはどういうものかという、やはり海岸線を保持していくためには海外線から流出する砂を抑え、または補給路をふやして流出を抑えると、そういった考え方が必要となります。ですから汀線を維持するためには沖合の施設を設ける、または沖合の施設を設けるだけでは長期的にはやっぱり痩せていきますので、やっぱりある程度の上流から、上手側からの供給というのはどうしても必要かと思えます。

ですから、そういった中で河川からの供給をどのように確保するのか、どのぐらい確保するのかというのを流域全体で考える必要があると思っております。例えば上流で砂防堰堤をたくさんつくっております。これをスリット化といたしまして、縦に溝をあけるような形で、ふだん少しずつ流れてるものは砂防堰堤があると完全にとまってしまうんですけども、このスリットという穴をあければふだんの砂は下流へ行くわけですね。要はそれが回り回って河口からの砂の供給につながるわけですけども、そういった形で昔あったような供給をできるだけ回復する、または菅沢ダムというダムを管理しております。こちらについては貯水池の中にたまった砂を掘削する。それを例えば普通残土処理場へ持っていくんじゃなくて、持っていけるものについては河口付近の川の中に埋めて、そこから海岸線の砂が自然に洪水のときに供給されるようにするとか、そういった流域全体で皆生海岸に必要な土砂の供給をできるだけ確保する。当然それだけだと量は足りませんので、その量で済むように沖合施設を設置していく。ただ、供給量を回復させるのと沖合施設の抱き合わせに、場合によってサンドリサイクルというのも当然必要かもしれませんが、そういった形で海外線をどうやったら保全できるかというのを考え、流域とした管理計画、流域全体で土砂の供給を行っていくということをやっているところでございます。

なかなかまだ定性的な傾向までしか解析できておりませんので、定量的な、定量的というのは例えばどのぐらい砂防ダムをスリット化すれば必要な量が確保できるかという量的なところまでまだとても至ってないんですけれども、いずれは流域全体での供給をどのぐらい確保すればいいのか、足らずの部分はどうやって沖合施設で補うのか、サンドリサイクルで補うのかといったところ全体の計画の中で、あと実践も踏まえて詰めていきたいと考えておるところでございます。供給もふやすことは必要だというふうに考えております。

○門脇委員長 いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門脇委員長 では……。

〔「済みません。もし終わってたら委員外の発言許されたら。」と声あり〕

ほんなら趣旨だけちょっとお願いします、趣旨。

〔「いいですか。」と声あり〕

趣旨ですよ。どういうことで。

(「今の皆生海岸の事業について。」と声あり)

趣旨をちょっと、趣旨だけ。どういうこと、皆生海岸の。

(「侵食の域、侵食されている域を。」と声あり)

(「ちょっと切って。ちょっと外で話はできますよね。」と声あり)

(「いけないならやめます。」と声あり)

どうですか、皆さん。

(「説明がようわからんだがね。」「暫時休憩して、委員会を。」と声あり)

じゃ、ちょっと待って。それでは、本件につきましては終了いたします。

説明員入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 8 分 休憩

午後 2 時 2 7 分 再開

○門脇委員長 委員会を再開いたします。

下水道部から米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画の概要について報告をお願いいたします。

矢木下水道部長。

○矢木下水道部長 平成 3 0 年度に作業を進めておりました米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画、このうちの基本計画なんですけども、これを策定いたしましたので、本日の委員会の皆様に御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては担当のほうから説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○門脇委員長 松並施設課長補佐。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 そうしますと資料 1 から 3 までの資料があるんですけども、資料 1 のほうから説明させていただきます。

資料 1 は、米子市公共下水道ストックマネジメント計画についてということで、1 番として、この計画の概要なんですけども、下水道設備を長期的な視点で老朽化状況だとか、現在の状況だとか、そういったことを考慮しながら施設全体を対象とした管理の最適化、最適な維持管理を行うための基本計画及び点検・調査、修繕・改築計画の実施計画を策定し、効率的な改築を順次行っていくという計画になります。効率的な改築を行うことで国費の補助要件という形になっております。

2 番としまして基本計画ですけども、(1) 対象施設になるんですけども、対象施設としては、管路施設 6 0 0 キロ、これが 2, 4 1 0 ヘクタールで、3 カ所の終末処理場、内浜、皆生、淀江の終末処理場、それと合流式雨水ポンプ場、これは中央ポンプ場になります。あと分流汚水中継ポンプ場、これが 7 カ所あります。あとマンホールポンプ場が 4 4 カ所ありまして、これが対象施設ということになります。

(2) といたしまして改築計画のシナリオということなんですけども、どういった感じで改築計画を行っていくかということになるんですけども、アとして考え方、考え方としましては、先ほど言いましたけども、経過年数であるとか、老朽化状況であるとか、それに加えて重要度の評価を行って、優先順位をつけることによって改築を行うことにより、リスクを抑えるとともに経費を平準化していくことを目標としています。

具体的な話なんですけども、終末処理場、ポンプ場については、内浜処理場、中央ポン

プ場、これはもう五、六年したら50年迎えるということになりますので、そういった大規模改修を優先事業として位置づけております。このほかにも機械電気設備について老朽化しているものを優先的に改築・更新していくということになります。

管路施設につきましては、道路の陥没とか、マンホールの起因した事故とか、そういったのを削減することを目標として、順次改築・更新を行う、いう目標としております。

イとしまして今後の改築更新費用なんですけども、以上のことで検討いたしますと計画期間100年として試算した場合、100年平均で管路のほうは3.3億、処理場、ポンプ場のほうが15億年間かかっていくという試算になっております。合わせますと年平均18.3億、100年で見た場合、毎年18.3億かかっていくということになります。

3といたしまして今後の予定なんですけども、昨年度計画した基本計画で点検・調査、こういうふうにしていくよというふうに決めておりますので、それに基づいて点検・調査を行って、必要な改築を5年ごとに行うために計画を立てて、順次改築していくという予定としております。

続きまして、資料2のほうなんですけども、これが30年度に策定した基本計画の概要版という形になります。

はぐっていただきまして、2ページ目、右上のほうにページ数が書いてあるんですけど、2ページ目になるんですけども、課題と目的の整理というところで、現状の米子市下水道の課題としては、老朽化資産が増加していつている。なのでそれに伴う更新費の増大が予想されるということです。

ここの2ページの右下のほうに処理場・ポンプ場の課題というところで、処理場、ポンプ場については躯体の老朽化、設備の老朽化、耐震性能の不足という3つの問題を抱えております。これを解消していかないといけないということなんですけども、個別に対応するよりも一体的に対応したほうがより効率的じゃないかということとしております。

右側に移りまして、管路施設の課題なんですけども、管路施設については一部の古い分流通のみしか修理といいますか、長寿命化対策をしていないという状況ですので、本計画をもって全施設を対象とした効率的な事業実施が必要となってくるというところでありま

す。
次の3ページ目の検討方針。簡易的なフロー図があるんですけども、これは国交省のストックマネジメントガイドラインを抜粋して簡易的にしたもので、ピンク色に染まっているところが基本計画で昨年度策定した項目となっております。なんで情報収集・整理、リスク評価、長期シナリオ設定、管理目標の設定、点検・調査計画の策定までを昨年度基本計画として行っております。

次はぐっていただきまして、4ページ目なんですけども、処理場・ポンプ場施設の検討内容というところで、まずリスク評価というものをを行います。右上にありますリスクマトリクス表というのをを使いまして、設備単位で横軸に被害規模、縦軸に発生確率のランクというところで、赤色が優先度1、ピンクが優先度2となっておりますけども、ここになると故障の確率が高くなっていくよというところで、ここになったら対応すると、改築の対象として点検・調査を行うという形にしております。

そのページの下、長期的なシナリオ設定というところなんですけども、最初に話しましたんですけども、内浜処理場、中央ポンプ場というのが耐用年数50年に近くなっておりま

して、耐震性能も不足する、設備も老朽化していくというところから一体的な対策をせないけんというところで、これを優先的に実施していこうかということのシナリオを立てております。

青字で3つ書いてあるんですけども、現位置改築、中央ポンプ場を内浜へ一部移転、中央ポンプ場を内浜へ完全移転という3つのケースで検討しております。

まず現位置改築なんですけども、ここで費用どれぐらいかけたらリスクは抑えられるかという検討をしております。当然のことながら年間投資が多いとリスクは低くなる。年間投資が少ないとリスクが高くなる。じゃ、現状はどれぐらいかければリスクが抑えられるかというところで、15.7億円かければ現状リスクよりちょっとよくなるという結果を得ております。

そのリスクの表が5ページ目の右下になるんですけども、赤い線が現在のリスクの状態、緑、青、紫というのが十五、六億円をかけた現位置改築、中央ポンプ場汚水のみを集約、汚水・雨水系の完全集約というところのリスクの値となっており、現状よりもどれをやってもリスク的には抑えられるというところになります。

本計画では、一応最適案というところで、一番下のケース8になるんですけど、中央ポンプ場完全移転したほうが一番リスクを抑えられるということで、この計画では最適案にはなっているんですけども、表を見てもらったり金額を見てもらったりしてわかるとおり、そんなにこの現位置改築、汚水のみ集約した一部移転、完全移転、差がないものですから、実施についても第2期以降の実施ということになりますんで、それまでに下水道部としてどうするかということを決めていきたいと思っております。なんで完全に中ポンプを移転するということは実施するよということではありません。

続きまして、6ページ目なんですけども、今度は管路施設の検討内容というところで、これも施設とほぼ同じでして、横軸に被害規模、縦軸に発生確率というところで、4つのリスクに分けておりまして、点検頻度を最高リスクは10年に1回、高いリスクは15年に1回、中リスクは30年に1回というふうにリスクの高いところに応じて点検・調査頻度を設定しているというところで決めております。

7ページ目、管路施設の検討内容の続きですけども、じゃあ、管路施設の目標はどうかということになりますと、下の表の長期目標、20年後ということになるんですけども、点検・調査及び修繕に関する目標、アウトカムなんですけど、道路陥没とか、マンホールに起因する事故の削減とかというのを20年後にはなくしていこうという目標を掲げております。

続きまして、8ページ目、今度は管路施設の内容の検討の続きで、じゃあ、どういうふうにして改築をしていくかということになるんですけども、こちらシナリオを8つ用意しまして、緊急度の推移の傾向、改善の効率性、投資額の実現性といったものを検討しまして、下のシナリオ8、赤い線で囲ってあるんですけども、これにすれば緊急度の高い状態が発生しないというところでシナリオ8を選定しております。

9ページ目の表でもわかるように、シナリオ8の下の表ですけども、段階的投資を行うことにより緊急度1というのが発生しない表になっています。

あと10ページ目から点検・調査計画になるんですけども、これ以降につきましては資料3の今後のスケジュールというところで重複するところがありますので、こちらで説明

させていただきます。

そうしますと資料3ですけれども、A3の1枚物になるんですけど、今後のスケジュールというところでストックマネジメント計画の今後のスケジュールなんですけども、平成30年から令和14年までの表になっとりまして、上に赤い字で書いておりますように、平成30年に基本計画を策定、令和元年、令和6年、令和11年で5年ごとに実施計画、改築計画を立てていくというところになって、11年で終わってますけども、もうずっと5年ごとにこういった事業が出てくるというところになります。

上の段が管路計画、下の段が施設計画、ポンプ場・処理場なんですけども、というふうになってまして、項目的には管路も施設もほぼ同じ状態です。既存の改築事業があり、基本計画策定があり、実施計画策定があり、点検・調査があり、ストックマネジメントによる改築があるというところになります。

管路計画のほうで、令和元年、カメラ調査のほうが7,400万円、来年度以降よりも高い金額になってますけども、1カ年で大体7キロ調査をしていくという計画にしております、今年度に限ってはデータがありませんもんで5カ年分をやる必要があるというところで、5カ年分の調査の金額になってます。それ以降は1カ年分の調査で、5年分を積み上げて、5年ごとに計画を立てていくというところになります。管路のほうの改築費用につきましては、5年ごとに5,000万ずつ積み上げていって、20年後には3,500万円になるんですけども、段階的に必要……。

(「3億5,000万。」と声あり)

失礼しました。3億5,000万円、年間5,000万ずつ積み上げていって、最終的には3億5,000万円で一定になる、いうところになります。

施設のほうにつきましては、保守点検については、通常の維持で日常点検なり、月例点検なり、年次点検、定期点検を行って、その状況によって5年ごとに必要な改築計画を立てていくというところになります。

費用のほうですけども、管路のほうが1億6,500万から2億6,500万で、施設のほうが8億7,000万から30億というふうになりまして、令和元年から令和14年までの平均とりますと管路のほうが2億1,000万円年間かかっていく。施設のほうが19億円かかっていくというところで、年間21億かかっていくという試算になっております。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

○遠藤委員 全く判断の違いは見えにくいけど、この計画期間100年というのはどげな試算で100年になるんですか。

○門脇委員長 松並施設課長補佐。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 これは国交省が定めてますストックマネジメントの指針で躯体がおおむね50年というそういう耐用年数がありまして、これを2サイクル分というところで100年という設定をされてるようです。

○門脇委員長 いいですか、遠藤委員。

○遠藤委員 50年プラス50年で100年という意味か。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 はい、そうです。

○遠藤委員 それで50年ですと、その3.3億がここでまた半分で済むということになるの。50年にすると3.3億が半分で済むということになるの、計算すると。100年でするから3.3億になるの。50年にしたらもっとかかるの。

○門脇委員長 松並施設課長補佐。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 50年であろうが100年であろうが1年当たり3.3億程度はかかっていくと、管路についてはというところでございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 もう一つは、この施設計画の中で内浜処理場水処理施設の増設と書いてあるけど、これはどういう意味で増設されるんですか。

○門脇委員長 松並施設課長補佐。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 内浜処理場の増設ですけども、これは今現在、昭和40年代に供用開始した標準処理という水処理系が現役で動いとりまして、そこを廃止しまして、平成12年に高度処理を3系列つくってるんですけども、そこに1系列増設するという意味でございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 前に何の資料だったかいな、弓浜半島の下水道と合併処理浄化槽の問題で計算した中で処理場の計画の指標が入ってた中で内浜処理場の増設あるんだ。それをしないという話、説明しなかった。弓浜半島のときの問題。

○門脇委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 今、遠藤委員さんおっしゃいましたことについてお答えしますが、全体の計画の水量がふえるものではございませんので、新しいものを増設するという、施設がさらにふえるというよりは現在ある標準処理が大変老朽化をしております、これを廃止をして、新しく高度処理槽をふやすという意味で、ですので更新するときに新しい機能の高いものを設置するという意味で御理解いただけたらと思います。

○門脇委員長 よろしいでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 その高度処理という意味の分が増設をするということは、今ある分を新しく作り直すという意味。それとももう一つつくるという意味。

○門脇委員長 山崎下水道企画室長。

○山崎下水道企画課下水道企画室長 先ほど松並のほうが申しましたように、今現在内浜処理場で稼働してる池が昭和40年当初につくった標準法という従来の手法による処理池と、それから平成14年に開始した、もっと中海の負荷を落とすために窒素、リン除去を目的とした高度処理の池が同時に稼働しております。昭和の40年代につくった古いほうの標準系の水処理池の老朽化が激しいもので、それを今度新しく作りかえるに当たっては、下水道計画上、中海を放流先に持つ内浜処理場は全て高度処理で対応することとなっておりますので、古い手法の水処理池を今度新しく作りかえるのであれば高度処理池にかえるということで、新しい施設が水量がふえるというような位置づけで新しい施設をつくるということじゃなくて、既存施設の老朽化に伴う機能向上に伴った処理池の増設というふうに考えていただければと思います。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その事業費は幾らになる。

○門協委員長 松並施設課長補佐。

○松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐 概算事業費では約20億円を想定しております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 以前に高度処理したやつは幾らかかったんだ、あれは。今の高度処理の事業費は。

○門協委員長 山崎下水道企画室長。

○山崎下水道企画課下水道企画室長 総合計で約40億円かかるというふうに。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 つまり、今回のこの計画してる分とその20億と40億の差ってどこで出てくる。容量が違うわけか。

○門協委員長 山崎下水道企画室長。

○山崎下水道企画課下水道企画室長 計画上の容量でいうと、当初つくった40億の規模の今度つくる水量は3分の1に該当します。単純に比較すると今割高じゃないかというように思われるかもしれないですけど、当初つくった時代の単価といたしますか、価値を現在価値化すると今の建設費用で約20億円かかる、いったことになります。

○門協委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、説明員入れかえのため暫時休憩をいたします。委員の皆さんはその場所でお待ちください。

午後2時50分 休憩

午後2時54分 再開

○門協委員長 それでは、委員会を再開いたします。

経済部より崎津がいなタウン未利用地の売却について、前回委員会における質疑等を踏まえ説明をお願いいたします。

杉村経済部長。

○杉村経済部長 そういたしますと崎津がいなタウン未利用地の売り払いにつきまして、4月の閉会中の委員会に続きまして、本日、続いて御説明をさせていただきたいと思っております。

前回委員の皆様方から下水道整備に関する御質問がございました。その際、経済部のほうできちっとしたお答えができなかったということもございます。引き続き下水道整備を中心として説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

説明は所管課のほうからさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○門協委員長 雑賀経済戦略課長。

○雑賀経済戦略課長 崎津がいなタウン未利用地の売り払いにつきましては、前回の委員会で御報告をさせていただきましたところ、十分な説明ができなかったということで、委員の皆様方に十分な御理解に至らなかった説明になったということをおわびを申し上げたいと思っております。

そうしますと再度の御説明に当たりまして、崎津がいなタウン未利用地について若干の

御説明をさせていただきたいと思えます。

崎津がいなタウンについてでございますが、この地域は、もともと昭和40年に国が造成した干拓農地でございます。しかし、農地としてはほとんど活用されずに、そのために鳥取県と米子市が設立しました米子崎津地区開発促進公社が国から土地を取得いたしまして、崎津工業団地として工業団地化を目指しましたが、やはり経済環境とか、いろんな諸条件が重なりまして企業誘致が全く実現しなかったということがございまして、平成10年に場外馬券売り場として一部を売却し、残った崎津工業団地につきましては平成11年に公社が解散するに当たり、現在のアミューズメント施設用地として土地開発公社に売却したものでございます。

ちなみに崎津がいなタウンという名称は、この土地を広く周知し、企業立地の促進につなげることを目的としまして、平成21年に一般市民に広く愛称を募集しまして、決まった名称でございます。

アミューズメント施設用地となっても企業の張りつけですね、施設の張りつけというのが一向に進まなかったということから、崎津がいなタウンの大部分を平成25年の2月に太陽光発電用地としてソフトバンク鳥取米子ソーラーパークへ貸し付けを行ったところでございます。

今回の対象地につきましては、平成20年ごろから場外舟券売り場の設置計画がありましたことから太陽光発電用地から除外してありましたが、平成25年6月に場外舟券売り場計画が白紙となり、現在までそのまま未利用地となっておりますのでございます。

この昭和40年代の未利用地の早期処分を行うことが市としての喫緊の課題となっておりますことから積極的に企業立地の促進を図ってきたところでございますが、何社か問い合わせを今までいただきまして、交渉行ったことがございますが、事業者側の御都合で取りやめられた例もございまして、やはり排水の点という部分でそれ以上進展しなかったということが実情でございます。

崎津がいなタウンの下水道の整備につきましては、崎津がいなタウンの途中までもう既に公共下水道が整備されておりますことから、そこから下水道を延長することによりJRAを含めて崎津がいなタウン全体をカバーできることとなります。これによりまして未利用地の早期解消が図られることはもとより、今後、内浜産業道路と外浜産業道路を結ぶ都市計画道路の完成や、また境港外港や米子空港に近いこと、また将来的に米子と境港を結ぶ高規格道路の整備の可能性等といった交通的な条件がそろうことから、この崎津がいなタウンの多様な利用の可能性を高める、いわゆる企業用地としてのポテンシャルを高めることが市の経済に寄与できるものであるという観点から必要なインフラとして整備するものでございます。

このたびの進出希望される企業につきましてもそのことにより交渉が進展し、未利用地の解消が図られようとしてるものでございます。

この下水道の整備によりまして崎津がいなタウンへの企業立地の促進が図られますとともに、それにより土地売り払い収入、また固定資産税、下水道受益者負担金、下水道使用料といった市としても財政的な効果を生じることとなりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

なお、下水道の整備に係ります工事費につきましては、別紙につけておりますが、J R

A様も下水道が整備されれば接続を希望されるということでありまして、今回の進出予定企業と合わせまして多額の受益者負担金をいただくことになるものでございます。

なお、具体的な工事の内容につきましては、下水道部のほうで補足説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○門脇委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 そうしますとこの大崎枝線工事の工事の概要をお話、御説明申し上げます。

まず、2枚目、別紙のほうの下の図をごらんください。ここに整備が至りましたまず経過を御説明いたします。こちら上のほうが少し見えておりますのが主要地方道米子境港線、いわゆる内浜産業道路でございます。この地域ですけれど、下水道上は崎津処理区とっております、黄色い色が塗ってあるところの米子側と塗っていないところ、境港側でございますが、下水道の処理区としては、この地域ですけれど、2つの処理区に分けております。そして境港側の西側ですけれど、こちらにつきましては内浜産業道路に崎津の幹線を延伸した際に西側の境港市側から現在のJRA用地に向けて幹線を整備するというのが当初の予定でございました。

また、東側の色が塗ってあるほう、米子側のほうですけれど、こちらにつきましては県の開発計画にあわせまして、線が引いてあるところ、黒い線がありますが、これが崎津第八幹線というものでございます。これを平成10年に内浜産業道路の住宅団地の入り口から住宅団地のところまで工事をしております。

この後、JRAのほうが、緑色の色塗っておりますけれど、こちらの進出を検討されるのに当たりまして、下水道のほうは本来でしたら境港市側から管路の延伸を行っていきませんが、黒いところ、第八幹線まで整備がありますことからJRAの整備を行った前身であります株式会社ワイリスさんが、この住宅団地の黒い管のところから先ですけれど、JRAの用地まで管の整備を実施されました。青い管と、それから黄色い管の部分がワイリスのほうで整備をされたものです。このうち黄色の部分の処理区につきましては、もともと黒い線のある第八幹線を延伸して整備を予定する地域でございました。このため下水道の計画区域に入っておりますので、ワイリスさんが整備されたこの青い線については平成13年度に市が引き継いでおります。この引き継ぎますときにJRA用地を西側、境港市側から管整備をする、実施しますときには受益者負担金が発生いたしますので、この受益者負担金と、それから引き継いだ管、青い管の部分の工事費を相殺するというので、平成13年にこの覚書をもって引き継ぎを行っております。

そして今回の大崎枝線工事、これが今回赤い線のところになります。これにつきましては先ほど経済戦略課のほうで説明をされたとおり、将来を含めた土地の利活用に向けてインフラ整備を実施するというので行ったものでございますが、まず現状の公共下水道の整備の予定としましては、内浜産業道路に崎津の幹線を延長して境港市側からJRAの排水を受け取るということになりますと、現在の国庫補助制度が続きますと、今後も、今1.5倍の60ヘクタールの整備にしておりますが、この整備を続けたとしましても最短でも令和14年度以降でないと本来の整備の着手はできないということで、非常に時間がかかる状況でございます。

では、黄色の管の、これJRAの私管になりますが、この管はJRAのほうの排水のみ

を対象とした管でありまして、この管に進出企業の排水を受けるということになりまして管径が小さくて、かつ老朽化しておりますので、市が引き継いで、そして進出企業からの排水を受けるとことは非常に困難な状況にあります。整備の状況ですとか総合的に勘案いたしまして、この赤い線、大崎枝線工事を実施することによって現在の進出企業への排水も受けられますし、JRA用地につきましては平成12年の5月から既に公共下水道の使用もしていただいております、昨年度で年間約480万円の下水道使用料もいただいているところがございます。これらを総合的に勘案して、赤い線である大崎枝線工事を整備したというのが概要、簡単なものでございます。

あわせて、資料の上のほうに行きますが、工事の内容としまして御説明申し上げます。こちらにつきましては金額は、先週入札が終わりまして、契約予定は5月23日を予定しておりますが、事業費が3,733万4,000円でございます。これは入札の結果でございます。このうち国庫補助分が1,636万5,800円で、これは引き継ぎ管との接続部分なので補助対象にならない部分がありましたので、一応原則2分の1の補助ということになります。このほか企業債、それから一般財源をもって財源を工事としては考えているものです。

次に、2番ですけれど、先ほどの受益者負担金のお話ですが、進出企業の面積に対しまして1平米当たりが480円という受益者負担金がございますので、今回の企業さんのほうからは720万820円の受益者負担金をいただく予定としております。

それから既存の企業ということでJRAさんのほうですけれど、先ほどの平成13年度の覚書から土地の広さに対しての受益者負担金は8,487万6,960円になりますが、青い部分の管を引き継ぎましたので、これを差し引きで1,029万3,810円の受益者負担金をいただくこととしておりまして、この2つの合計で1,749万4,630円、こちらですけれど、供用開始後になりますので、工事が終わりましたから令和2年に受益者負担金の賦課を行う予定としております。

この工事の実施によりまして、下水道事業にとりましても受益者負担金、そして使用料といった財政効果が見込まれますので、これらとまちづくりの視点を勘案して現在のこの大崎枝線工事の施工に至ったものでございます。

3月の都市経済委員会の当初予算の説明の際に整備課のほうから新設の路線29路線の御説明をしておりますが、大崎地区での整備1本と御説明をしております、図面のほうで詳細な御説明が不足しておりましたことがこの場でおわびしたいと思います。説明は以上です。

○門脇委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いします。

遠藤委員。

○遠藤委員 もう一度説明を確認したいけども、この補助金1,600万円、これは入るといことになるの、入らないけども、載せたの、どっちなの、これ。

○門脇委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 大崎枝線工事のうちの財源の国庫補助ということでのお問い合わせでございますが、こちらについては予算化もしておりますし、実際入る予定でございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それからこのJRAとの関係の引き継ぎ管の問題なんですけども、これはこの7,400万円というのは当時かかったお金の金額のことってんですか、これ。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 当時の金額でございまして、平成13年7月11日に、タイトルとしては引き継ぎ書としておりますが、受益者負担金については移管に係る施設の工事相当額が受益者負担金を下回った場合は差額を徴収するという事で両者の覚書を結んでおりまして、これに基づいて差額を今回いただくものでございます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちょっとおっしゃられるような詳細が見えてないな。説明がなかったな。

それで問題なのは、ここは認可区域に入ってないですよ。入ってますか。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 こちらの区域でございまして、既にJRAは特別使用ということで、認可区域外ではございましたが、公共下水道接続しておられまして、今回の大崎枝線工事ですけど、全体の下水道の計画水量に影響を及ぼすものではないということから、平成30年、昨年10月に下水道法の改正がございまして、事業計画の様式等の変更がございました。そのときに国庫補助対象とするために軽微な変更として事業計画を変更いたしまして、補助金の対象地域とするために現在は下水道の事業計画区域に入れております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 下水道の事業計画区域ということと認可区域ということの違いはどういう形で違ってくるんですか。何でそういうこと聞くかということ、下水道計画という事業というのは都市計画事業との計画決定と関連が出てくると思うんですね。そこの辺の調整はどう始末されてるのかということをお聞きしたい。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 下水道の場合、全体のまず計画がございまして、それから当面の間整備を行う予定区域を定めたものが、以前は認可区域と言っておりましたが、これが表現が変わりまして、現在は事業計画区域と言っているものです。ですので、事業計画区域に入れることで国のほうへの補助の対象路線として入っていくという制度でございまして。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、その認可区域から事業計画区域に名称は変わったというのはいいんですけども、認可区域であろうと事業認可区域であろうと都市計画決定を打たなきゃいけないということの制約はないんですか。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 都市計画上のいわゆる認可区域内には、平成25年だったでしょうか、済みません、年度をはっきり覚えておりませんが、既に入れている区域になっております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 あの図面の中には認可区域に色が塗ってないじゃないかと思うが、塗ってある施設があるのということが1点と、もう一つは、認可外区域の場合には自己負担が原則

じゃないかと思うんだけどね。そういうことの整備はどうされたんですか。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 遠藤委員さんのおっしゃっておられる図面ですけれど、3月末で図面の更新を図っております、昨年度のさまざまな御説明で用いておりますのは30年の3月末の事業計画区域の図面でございます。ですので、事業計画に入れましたのが昨年11月になりますので、お持ちの資料には今までの色が塗ってなかったということになります。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、我々が既にある総括図というか、下水道計画の。

(「大きいやつ。」と声あり)

うん、大きいやつ。それを見ながら認可区域か、事業整備区域かという、いろいろ整備済みかというのを判断してきたわけだ。今私が言ったそれで見ると、私の部屋に、いつだった、去年だったかな、張ってもらったやつ。あれの中、色は塗ってないんで、崎津工業団地、一切。それからいうと今おっしゃったように、しましたよと言われた。しましたならしましたような変更の議会説明もしていただかないと、今のように議論が合わなくなってくるじゃないですか。違うの、これ。

○門協委員長 藤岡下水道企画課長。

○藤岡下水道企画課長 前回の平成24年度の、今回が第21回なんですけれど、前回の第20回の拡大のときに御説明を申し上げたことと比較してのお話だと思います。前回は、予算の説明としまして、計画の策定委託料の予算計上しました際に予算の概要として議会の説明を申し上げたところでございます。

今回のこの進出企業の案件でございますが、御指摘のとおり説明が不足しておりましたところは下水道部の落ち度ですので、こちらについてはおわびを申し上げます。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 どげな意味だ。わしの言っとることが違っとるだかいな。

(「違ってません。」と声あり)

○門協委員長 宮田下水道部次長。

○宮田下水道部次長兼整備課長 まず図面のお話をさせていただきますけども、下水道、非常に複雑な工程をもって事業実施するわけですけども、都市計画法上の都市計画決定を取得し、それから都市計画法に基づく都市計画事業認可、それから下水道法に基づく下水道事業認可。それが今、下水道事業認可と言わずに事業計画という名称に変わったということでございますけども、通常お渡ししてます公共下水道の一般平面図には計画決定の区域というのは表示されておられません。

以前に、昨年遠藤委員さんにお渡ししたものにつきましては、昔で言う事業認可区域、これが色づけして載ってるものと思われませんが、それが昨年の10月に計画変更してありますが、これを反映されたものが委員さんのお手元に行っていないということございまして、それを含めてちょっとその辺はおわびしたいということで藤岡が申し上げたところです。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、おわびの話ばかりじゃなしに、それ認可区域とか事業認可区域か何か知らんけど、それ変更になった。それは区域としては入ってるということ、この崎津工

業団地は、全地域が。

○門協委員長 宮田下水道部次長。

○宮田下水道部次長兼整備課長 そういふことでございます。それで今ここで図面を示しておりますJRA、左が切れてますけども、現状のJRAの区域、崎津団地なんかのJRA区域は全て事業計画区域として取得をしとる、位置づけをしておるといふことでございます。

(「それからもう1点。」と遠藤委員)

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それだったらそういう地図を全議員に配ってもらわんといけんじゃないかな。基本的な議論の土台になるもんが。

(「平成10年のやつだ。」と声あり)

それからもう1点は、これ代物弁済でしょ、土地が。帳簿価格で幾らですか、これ。

○門協委員長 下関財政課長。

○下関財政課長 今回売り払いの対象となっている部分の中でかつて土地開発公社から代物弁済した土地ですけども、これは今回の売り払いの対象となってる土地全部ではございませんで、そのうちの1万4,856.83平米が代物弁済で受けた土地でございます。これの代物弁済をした当時の価格、固定資産税評価の7分の10をもってそのときの価格としておりますけれども、この金額が8,067万8,439円となっております。

○門協委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 再度確認するが、1.5ヘクタールというものの今回その分以上の面積だということ、代物弁済の面積は。

○門協委員長 下関財政課長。

○下関財政課長 遠藤委員さんが全体と言っておられるのは、今回の売り払いをする土地に関してということでしょうか。

○遠藤委員 そうそうそうそう。

○下関財政課長 今回は売り払いをする土地につきましては、全体の売り払いの面積につきましては1万5,001.72平米というところでございますけれども、そのうちの代物弁済で取得した土地といいますのは1万4,856.83平米ということで、全体の売り払い面積よりも若干少のうございます。

○門協委員長 若干だ。

遠藤委員。

○遠藤委員 これ私まだ研究しとらんけん、ちょっと知識は不足なんだけど、この代物弁済という普通財産、いわゆる公有財産だわな、この処理というのは普通どいう処理をするの、これ。普通の財産を買って管理しとる普通財産と違って、代物弁済というのは言うなら土地開発公社の借金の肩がわりをしたということだな、一般会計。そのものを財産扱いしたらどいうふうな処理することになるの、一般的には。これは普通の財産と当たり前と同じような処理ができるのか、きちんとした処理の仕方が必要なのか、それはどいうなの。例えば土地開発公社が保育園用地なんか持つとって、今度はそれを第三者へ売って、その簿価と差額が出たことがある。それ一般会計から補填したことがある。突然議案に上程して、その補填処置したことがある。そういふいわゆる損失補填というものの処理

をしないと、ただ漠然と右から左へ帳簿動かしとけばというような話ではないような気がする。代物弁済とはそういうものと知らなかったと違うの。

○門脇委員長 下関財政課長。

○下関財政課長 土地開発公社を清算させていただきますときに代物弁済と、それと代位弁済、公社のほうの借金の肩がわりということですからけれども、その差を債権放棄をしていただいて、その上で公社に残った土地を米子市で全て代物弁済として引き受けたといったことに当時なっております。

先ほど遠藤委員さんが言われた差損を補填をするというところのお話ですけれども、この部分につきましては当時は土地開発公社が土地を持っておりました。その分については米子市のほうが先行取得等依頼をして取得してもらった土地なんですけれども、それを公社のほうが売り払われるということで差損が生じた。そこの部分については米子市のほうにお願いをして取得してもらった土地でございますので、米子市から公社に対してその差損を補填をしたという経緯がございます。

今回の崎津の土地の部分ですけれども、これは既に土地開発公社を清算する際に代位弁済として米子市に帰属をした土地でございます。ですので、その差損を埋めるというような形のことは、処理は必要がないものというふうに考えております。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 いや、必要がないといって一言で言うてしまうが、本当にそうなのかという疑問が残るだろね。例えばあれは10億、当時土地開発の債務があったと思う。それでそのうちの13億か。13億あって、そのうちの2億ばかりは土地開発公社が持ちこたった財産で穴埋めして、残る10億を米子市が一般会計肩がわりして清算に入った。ところが実際に価格算定したらとて10億の価値ありませんよということで、4億ばかり損失補償というか何というか、いわゆる損しますよということを経案に上げて、議会で可決した経過があるわ。残ってるのがいわゆる正味の代物弁済の価格だ。そうするとそれはある意味では単なる土地の財産と違って、ある意味では現金化され、貨幣化された財産扱いが出てくるんじゃないかと俺は思うだ。だから普通土地を買って、下がりましたわ。下がった、仕方ありませんわというものとちょっと違うんじゃないかと。だから普通民間ぐらいだったらどうか知らん、払われたと思うんだけど、いわゆる累計残高というか、そういう財産残高のようなちゃんと確保された財産確保というのが出てくるんじゃないかと私は思う。だけ、それ関係ありませんよと、代物弁済した分は代物弁済でそのときの仕方の問題であって、実際それから値段で下がってなんだったってそれは仕方ありません。財産、財政から消えてもどうでもいいですわ。こげなだだくさな話を通るかいな。民間ならこれは損失というのは損失で、それを補填せないとと思うだ、損失補填。補填というのは金を出すんじゃない。整理せないと。そういう事務手続が行政の場合には必要ないのかどうか。

これは他にも影響してくる。他に残ってる代物弁済、何で総務管財課がそんな台帳を残いとかいうと、その価値があるからなんだ、扱いについて。だって29平方メートルしかない、東町に2億何千万というものの代物弁済の数字が残ってるだ、今。そういうこと必要なかったら全部消してしまえばええわけだ。全部ゼロですよ、代物弁済は。一切ありませんよ。ただ、今の現状の市場価格の土地で整理すりゃええですよって話しすりゃ済

むことです。だからそこに僕はひっかかっとなるだ。だから売れんなら売れんで代物弁済の土地売るのはいいけども、問題は簿価価格とのあい差をどういうふうに整理することが正規なやり方なのか、全くせんでもいいのか、こういうところは僕には疑問が残っとうから聞いとる。今の財政課長の論理でいくと29平米か39平米だか、東町の、昔の米子ガス跡地だ。これ区画整理事業で全部処理してしまっ、残ったのは39平米、それが2億1,000万円から残っとなるだ、債務残高で。それらを含めて土地開発公社が抱えとったやつを米子市が代替して取っとなるのは代物弁済なんだよ。だからそういうことから考えると、その代物弁済の帳簿価格というのは何も関係ありませんと、売れりゃそのまま売ってしまやええです。だったらその代物弁済で残った7億というものの数字は、一体どういうふうに始末するんだと。市民の方にはそれだけの財産として引き取りましたとなっとうけど、いや、それは関係ありませんでした、こんな話になっちゃうわけだけだ。それでいいのかということをしは聞いとる。

○門脇委員長 下関財政課長。

○下関財政課長 ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、土地開発公社を清算する際に固定資産税の7分の10という価格で、時価というものを本来の鑑定評価をせずに固定資産税の7分の10という形での評価をさせていただいて、これは国の了解を得て行ったものですがけれども、そのときの金額を今の売却するまでの間に確かに差が出ているということはこちらも重々承知をしております。

ただ、財政上の何らかの措置が必要なのかということになりますと、その部分については特段の処理は必要がないと。米子市の土地でございますんで、以前のように補填をしていた場合は土地開発公社と米子市と2つの組織の間でのお話ですので、そういった補填というやり方をさせていただいたことがありますけれども、今回は米子市に帰属してる土地というところでございます。もちろんこの代物弁済で受けた土地の価格がその後の土地の値動き等によりまして差が生じているということも事実でございます。ここについては早期に処分をして、できるだけその差を少なくするというような努力というのは当然必要なこととございまして、その部分について十分でなかったというところは反省すべきところだと承知をしておりますけれども、先ほど遠藤委員さんで言われる何か措置が、処理が必要なのかということにつきましては、財政上の処置というのは特段必要がないという考えでございます。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 がいに私一人引っ張っても、今回のやつ、私のお聞きしたいところでは。なぜそういうこと言うかということ、土地開発公社の借金を一般会計が肩がわりしたわけだ。でしょ。そのときに10億だったけども、10億の価値がありませんから、たしか4億ぐらい不採算金額で削除した金額が残って、6億か何ぼで残いたはずだ。その価値というものは、これは市民の皆さん方にそれだけの財産的なものを確保しました。そのかわり清算しました。この7億というのは、僕は普通の市の財産になったんだからどうでもいいわという扱いは違うんじゃないかという気がする、そういう経過から見ると。そうすると下がった分だけは下がった分で損失しましたと、この金額ではいう処理が必要じゃないかと。それから、あなた今、固定資産評価額の10分の7って言ったかいな。僕が言ってる今の2億1,000万の出しちょう数字、それからこの数字をちょっと覚えてないからわからん

けど、崎津の分のがいなタウンの数字、これは簿価価格だよ、土地開発公社が持った。財産評価額の額じゃないよ、僕が言つとる分は。だから問題にしとる。なぜ、簿価価格って何かというと、借金して利息がついた価格なんだ、これは。それだけそれを市が全部肩がわりして財政で出いたわけだ。だからあなたが言つとる評価額の差が出てくるのは当たり前ですという話とは違うんだよ。土地開発公社の借金は、もともと借金した上に利息を払って、それを清算した結果、10億の対価にはなりませんからということで6億何ぼかで、4億何ぼ全部捨てたんだよ、あれは。それの上で処理、だから損失処理したんだよ、あれは。だからそういう経過からすると、代物弁済のこの土地も同じような処理が必要になってくりゃしないかとわしは言つとる。それを関係ありませんよと言ってしまったら、全部そういう考えか思ったら帳簿全部消しやええがな。ゼロにせえ。一切ありません、借金は。市場の価格で売りやええですわ。こんなだくだきな話になるよ。それでいいかやということだ。誰が責任があるとか、誰が責任とれとかいうこと言わないけども、処理の仕方としては財産価値がそれだけなくなった。なくなったらなくなったなりの処理をするのが普通じゃないかやと言つとる。現金を動かすかは別にして。

○門脇委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 遠藤委員のおっしゃることは、至極そのとおりでなと思つて今お聞きしました。

ただ、おかわりいただきたいのは、今、財政課長がお答えしたとおり、現在の公会計、公共会計の仕組みの中で何か実務的にしなければならないことがあるかということ、それはございませんという話であります。御案内のとおり、土地開発公社もそうですし、民間の企業さんもそうですけど、いわゆる複式でやってる場合には遠藤委員さんおっしゃるとおりです。多分、財産管理の本来は今の複式的な考え方が正しいといひましようか、あるいは実態を正確にあらわしてることでもありますので、仮に民間会社、あるいは土地開発公社もそうありますが、複式でやってあれば例えば差損が出たら当然差損を計上して特別損で出して、それを帳簿上、貸借対照表の中で消していくという作業が必要です。

御案内かもしれませんが、今、公会計もやっとな複式的な考え方を入れてきて、その実態を、いわゆる公会計のほうでもストックも含めた実態を明らかにするような取り組みがやっとな今始まりかけたというか、始まったところでありまして、実際これまでは全部単式でやってきましたので、単式の考え方をしますとないです。そこを今やっとな単式をベースにしながら複式に持っていこうという取り組みが、これは総務省の音頭のもとで始まったところでありまして、ただ、始まったばかりでありますんで、ほかの財産もそうなんですけど、例えば簿価と実勢価格のその差額がほかの財産あるわけですけど、そういったものをこれまできちんといわゆる特別損失というような形で整理はしてきてませんので、結果として今の実務上は特に何もすることがないということでもありますけども、その経理の考え方としては遠藤委員がおっしゃるような考え方があるんだろうと思つてます。

今回の土地のことは、遠藤委員御指摘いただいたとおり、まさにこういった歴史的な過去の経過を経てやっとな土地の処分ができたということであつて、結果として3,500万弱ほどの、先ほど言った価格の差でありますけど、損失が出ています。これはかねて遠藤委員が御指摘のとおりであります。この土地もそうありますが、ほかの土地でもどんどん地価の状況によっては差損が出ていくという実態がありますので、早く処分できるものは処

分するということが肝要だろうと思って、まだまだ足らんとこはあると思いますが、一生懸命やった結果が、この一つの成果がこれだったということでもありますので、これからも特に差損があるところについては早く売ってしまうということを含めて努めていかなければなりませんし、こういった財産のストックとしての管理をどう考えていくのかということ、今言った公会計全体の複式化の流れの中で整理していかなければならない課題だと、このように思っています。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 最後にしますけども、今、副市長は一部認めていただいた形で、歳入とかいろいろ話になってくると思うけど、僕が言いたいのは土地開発公社の清算したときのあの負債のあり方は異常なんですよ、今言わせていただくと。議会も知らん顔しとったけども。俺は問題にしたけど。だけど、その異常そのものが結果的に第三セク債をもって審査したと。これは議会も私も同調した。もう膨張させちゃなんらんとということで。

だからそういう経過から見ると、複式簿記化されてないかもしれないけども、これは他の不動産の扱いとちょっと違って、そういう経過となるものだとということを十分に認識した形の、僕はいわゆる行政上の事務のあり方を検討されなきゃいけない。ただこれだけじゃないんだ。まだいっぱい残っとうだ。崎津全体もそうだし、今言った米子ガス跡もそうだし、淀江から引き継いだ福祉施設の土地もそうだ。みんな弁済代物だった。しかもそれを単に土地開発公社が先行取得で買っとして、売れなくなって、下がったのとはわけが違う。買っとしてやつを土地転がししたわけだ、これは。やってはなんらんとこと。その上に利息がついたわけだ。それで膨れ上がったわけだ。こういう事実があるのをただ漠然と、歴史で何もありませんでした。もともと更地でございました。こんな話には僕はなんらんとという。市民に対して説明がつかんよ、こんな話は。

だからそういうことについて、すぐ定番でできないかもしれないけども、こういう案件については今回の件も含めてどういう処理していくのが一番市民に対して説明ができるのか、責任が果たせるのか、これを検討してほしいと思う、私は。ただ漫然とようやく売りましたよ、売りましたよ、事を片づけてもらっては困るという、これを申し上げておきたい。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 済みません。下水道工事の概要についてのことで少しだけ。先ほどのJRAの暫定単独補助に新しい大崎枝線の進出企業さん分の接続をすることは管径的に難しいからというふうにおっしゃっていましたが、ということになると、この引き継ぎ管から先の崎津第八幹線のところに向かって大崎枝線工事の関係と、それとJRAの暫定管のところと同時に流入してくるというふうになってくるんじゃないかなというふうには思うんですけど、流量的なことというのは当然設計の段階できちんと考えてくださってるものとは思いますが、一つその辺あたりの確認をさせてください。

○門脇委員長 宮田下水道部次長。

○宮田下水道部次長兼整備課長 今城委員の御質問は、新しい赤い部分ですよね。赤い部分の管の能力についての御質問ということですのでよろしいでしょうか。

○今城委員 そうですね。それと流量というのが続いていくわけだけど、両方。

○**門脇委員長** J R Aと一緒にですね。

○**今城委員** 一緒に1本になってくるということですよ。1本に入ってくるということですね、マンホールで。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** 今の既設の青い分ですよ。青い部分というのは管径が200ございます。

○**今城委員** 200あるの。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** その上とといいますか、左側のJ R Aさんの暫定管については、J R Aさんの排水量をとるだけのものしかありません。これ150でございます。この緑の部分を含めて計画を見直したところ、150ではちょっと足りないということ、それから実際に、多分、西部地震の影響だと思えますけども、この黄色いところが完全に水につかっておりまして、能力的にも正常な状態ではないということですので、赤い管は青いところと同じ200の口径で、今の青く残地と書いてありますよね、ここをトップとして下におりて、右まで引っ張るといって形で考えとります。

○**門脇委員長** 今城委員。

○**今城委員** そうすると暫定の管径の150はそのまま接続でマンホールで一気に接続、200のところ。200径と150が一気に200に入る。200に1本にする考え…。

○**門脇委員長** 宮田下水道部次長。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** これもちろん今現在J R Aさん使われてますので、これを壊しながら赤い管を入れるということはできません。

○**今城委員** できないね。

○**宮田下水道部次長兼整備課長** ですので並行して黄色い管を生かしながら、そこに並列して赤い管を横に入れるという形です。でき上がった暁には必要ありませんから、これは今J R Aさんのほうに、撤去ということになるとまた掘らなくちゃいけませんから、充填等をして一応安価な方法で御提案をさせていただいているとここでございます。

○**今城委員** わかりました。いいです。

(「もう一度。」と遠藤委員)

○**門脇委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それ幾らぐらいの流量が入るもんか、下水道料金。その新しい新規のやつ。下水道料金にすると幾らぐらい入るもの。

(「両方の会社入れるということか。」と声あり)

いや、片方の会社。

(「J R Aだけということか。」と声あり)

を抜いたやつ。

○**門脇委員長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** 申しわけありませんが、本日赤いところ、進出企業の下水道使用料の見込みは、申しわけありません、持ち合わせておりません。

ただ、J R Aのほうにつきましては、昨年度で480万円の使用料が入っているということでございます。

○**遠藤委員** 赤い線のときは。

(「余計使われるでしょうね。」と声あり)

従業員は何ほぐらいなあだ。

(「20人。」と声あり)

○門脇委員長 課長。

ちょっと済みません。議事が進みませんので、静かにお願いします。

雑賀経済戦略課長。

○雑賀経済戦略課長 今、私どもが聞いておりますのは、大体ここの進出しようとする企業様が雲南支所を合わせて57名の従業員さんがおられまして、そのうち雲南支所に11名ということでございますから、四十五、六名ということで、使われるものは基本的には事務所の炊事場とか、あと運転手さんのシャワーとか、そのようなことぐらいの使用量だとお聞きしております。

○遠藤委員 使用料ぐらいはじいたらどうだ。どのぐらいになるか。

(「そげにああせん。」と声あり)

○雑賀経済戦略課長 申しわけございません。

○門脇委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 4,000万円だよ、投資する額が、1社に対して。そら幾らになろうと、いや、1社でつくる以上は金がかかっても仕方がないというような理屈じゃ通らんよ。それなりの説明聞かんと。だって考えてみなさいませよ。まあまあ、副市长おるが、他の地域の皆さん方は今いつ来るか、いつ来るかって待つとられえだよ、認可区域の中で。そこだけはぽんとつけますわと、こんな話が出ること自身が異常でしょう、ある意味では。そうなってくると、いや、これだけのこともあって、これだけのこともあってというやなことをきちんと根拠を説明できる内容つくらないと、待つとう住民の方はどげするの。何でうちのとは早いことせんだ、何でそれだけの金がありやうちのほう先せえやれ、こんな話やちが出てこないとも限らんだよ。だったらそのためにはどういふ説明が必要か。いや、下水道料金はどんだけ入るだかわかりませんが、つけますですわ。こんなただくさな話は通らんで。

(「いや、だけど、もう5月23、入札は始まって。」と声あり)

早う始まろうと何しよう事実関係をきちんとせないけん。

(「いやいや、そういう、下水管とめないけんということになる。」と声あり)

とめるかとめんか別だ。説明はせないけんわな。

○門脇委員長 杉村経済部長。

○杉村経済部長 事業者側のほうも今この契約については仮契約、当然議決をいただかなければ実際に本契約に、売買契約に至らないということもございます。ある意味、従業員のほうは先ほど雑賀課長のほうから御説明申し上げましたが、実際どういった社屋で、どういった何人槽のものつくられるか、そのあたりがある程度今後の建築設計の中で明らかになってくるとは思いますが、現時点ではまだ確定的に売買契約が成立しておりません。そういった中で幾らぐらい使うんですかというのなかなか事業者としても言えない部分もございまして、その従業員の数である程度推察をしていただければなというふうに考えております。JRAのほうからは400万程度の使用料入ってくるというのがございまして、それなりに、50人規模でございまして、それなりの使用料は頂戴できるんではないかなというふうには思っておりますが、ちょっと現時点でその辺の、どういふ従業員の出

勤サイクルといいますか、そういったことにも多分かかわってくるというふうに思っておりますので、ある程度そういった設計が上がってこないと軽々にちょっと幾ら入ってくるかというのは現時点では言いにくいかなというふうに思っておるところでございます。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、以上で都市経済委員会を閉会いたします。

午後 3 時 4 5 分 閉会

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男